

第七十六号議案

江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年九月二十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例

江戸川区印鑑条例（昭和五十年三月江戸川区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「印鑑登録申請書により」を削る。

第四条第三項第二号中「東京都の」を削る。

第七条第二項を次のように改める。

2 区長は、印影及び印影以外の事項を登録した印鑑登録原票を、磁気ディスクをもつて調製するものとする。この場合において、区長は、印鑑登録原票と別に印影を紙に押下した台帳（以下「可視台帳」という。）を作成し、保管することができ。

第九条の見出し中「引替」を「引換」に改め、同条中「印鑑登録証引替交付申請書に」を削り、「引替交付を」を「引換交付を」に改める。

第十条中「印鑑登録証亡失届書により」を削る。

第十三条第一項及び第二項中「印鑑登録廃止申請書に」を削る。

第十六条第二項中「（印鑑登録原票）を」（可視台帳）に改める。

第十七条第一項中「印鑑登録証明書交付申請書により」を削り、同条第二項中「個人番号カードをいう」を「個人番号カード（出入国管理及び難民認定法（昭和

二十六年政令第三百十九号）第十九条の十五の二第一項に規定する特定在留カード及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に

関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十六条の二第一項に規定する特定特別永住者証明書を含む。」をいうに、「第十二条の二第四項第二号ロ」を「第十二条の二第四項第三号ロ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

印鑑登録申請者の本人確認における保証人の範囲を拡大するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。